

# 告示

## 埼玉県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により次のとおり公示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

号十七	事第	県知	埼玉	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	住 所	業務 区域	構造計算適 合性判定の 業務を行う 事務所の所 在地	指定構造計 算適合性判 定機関に行 わせること とした業務	構造計算 適合性判 定の業務 の開始の 日
	社	判株 株式会	アスコ適				埼玉	東京都品川 区西五反田 二丁目二十 九番十号	全ての判定 業務	令和二年 一月三十 日
			東京都品川 区西五反田 二丁目二十 九番十号							
			埼玉							
			東京都品川 区西五反田 二丁目二十 九番十号							
			全ての判定 業務							
			令和二年 一月三十 日							